

神戸市老朽空家等解体補助金交付要領

平成 31 年 3 月 31 日 住宅都市局長決定
令和 6 年 2 月 1 日 建築住宅局長一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市老朽空家等解体補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(補助の基準額)

第 3 条 要綱第 6 条第 2 項第二号に規定する市長が定める額は、当該年度の前年における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造住宅又は木造建築物の除却工事に要する費用の 1 平方メートル当たりの額に当該老朽空き家等の延べ面積（少数点以下は切り捨て）を乗じた額をいう。

(申請の受付期間)

第 4 条 要綱第 7 条に規定する補助金の交付申請受付は、局長が指定する日から又は指定する期間にて実施するものとする。

(施行の細目)

第 5 条 この要領の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 1 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する